

(介護予防) 訪問リハビリテーション 医療法人辰川会山陽病院

運 営 規 程

第 1 条 医療法人辰川会が開設する医療法人辰川会山陽病院（以下「事業所」という）が実施する指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第 2 条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な指定訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第 3 条 事業所の従事者は、要介護者等が、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 指定訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。

3 指定訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、関係市町、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称及び所在地）

第 4 条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 ： 医療法人辰川会山陽病院

（2）所在地 ： 福山市野上町二丁目 8 番 2 号

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第 5 条 指定訪問リハビリテーション等の従業者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

（1）管理者 1 名（常勤・兼務）

管理者は、従業員の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとし、また、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

（2）従業者の職種及び員数

理学療法士 2 名以上

作業療法士 0 名

従業者は、利用者に交付した訪問リハビリテーション計画に基づき、適正な指定訪問リハビリテーションを提供する。

（営業日及び営業時間）

第 6 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（1）営業日：月曜日から土曜日までとする。ただし、12 月 31 日から 1 月 3 日までを除く。

（2）営業時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

（利用料等その他の費用の額）

第 7 条 指定訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスである時は、その額の 1 割とする。利用料、その他の費用の額は、別紙料金表のとおり。

2 通常の事業の実施地域以外の地域の送迎に要した交通費はその実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から路程 1 km 当たり 20 円を

実費として徴収する。

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、福山市とする。

（相談・苦情処理）

第9条 当事業所は、利用者及びその家族からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、指定訪問リハビリテーション等に係る利用者からの要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

- 2 当事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

（事故発生時の対応）

第10条 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。

- 3 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

第11条 当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

（1）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

（2）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

（3）その他虐待防止のために必要な措置

2 当事業所は、サービス提供中に、当事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

第12条 身体的拘束などの適正化の推進について 身体拘束等の更なる適正を図る観点から、利用者又は他の利用者などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束的拘束を行ってはならないこととし、身体的拘束を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

第13条 感染症や災害が発生した際の対応

指定訪問リハビリテーション事業所者は感染症や非常災害の発生時において、指定訪問リハビリテーション提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

2 指定訪問リハビリテーション事業所者は、理学療法士等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施する。

3 指定訪問リハビリテーション事業所者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（その他運営に関する重要事項）

第14条 当事業所は、従業者の資質向上を図るため、次に掲げる研修の機会を設け、業務体制を整備する。

（1）採用時研修 採用後 1ヶ月以内

（2）継続研修 年2回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容と

する。

- 4 この規程に定める事項の他、事業所の運営に関する重要事項は、医療法人辰川会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程の一部変更は、令和 2 年 2 月 21 日から施行する。

附則

この規程の一部変更は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この規程の一部変更は、令和 6 年 9 月 13 日から施行する。